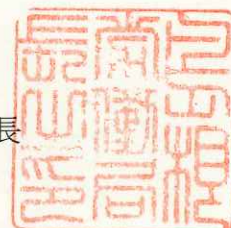


関 係 各 位

島 根 労 働 局 長  
(総務部労働保険徴収室)



労働保険料等の口座振替納付について（要請）

労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、労働保険料の納付方法のひとつに口座振替納付があります。

労働保険料等の口座振替納付とは、事業主の皆様が、労働保険料や石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の納付について、口座を開設している金融機関に口座振替納付の申込みをすることで、届出のあった口座から金融機関が労働保険料及び一般拠出金を引き落とし、国庫へ振り替えることにより、納付するものです。

口座振替による納付のメリットとしては、

- 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- 納付の”忘れ”や”遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。
- 手数料はかかりません。
- 保険料の引き落としに最大約2ヶ月ゆとりができます。

があります。

つきましては、労働保険料の口座振替納付につきまして、会員事業場等の関係者に対し周知等をしていただきますよう、格別の御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、関係者に対する周知等につきましては、別添リーフレット「労働保険料は口座振替が便利です!」(<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001158699.pdf>)をご活用ください。

